

選挙の歴史

日本に近代的選挙制度ができたのは、1889年(明治22年)衆議院議員選挙法が公布され、国民がはじめて選挙により直接国政に参加する制度が確立されました。

1945年(昭和20年)より満20歳以上の方に選挙権が与えられていましたが、平成27年6月に公職選挙法が改正され、第24回参議院議員通常選挙(平成28年7月10日執行)から、選挙権年齢が18歳に引き下げられました。

選挙権

| 種類 | 選挙権の要件 |
|------------------|--|
| 衆議院議員 参議院議員 | 満18歳以上の日本国民 |
| 北海道知事 北海道議会議員 | 満18歳以上の日本国民で、引き続き3ヵ月以上同一の市町村に住所のあるかた。 ※上記には、同じ北海道内の他の市町村に住所を移し、3ヵ月にならない場合も含まれます。転出した場合は転出先の証明書が必要となります。 |
| 斜里町長 斜里町議会議員 | 満18歳以上の日本国民で、引き続き3ヵ月以上同一の市町村に住所のあるかた |

被選挙権

| 種類 | 被選挙権の要件 |
|-------------|-------------------|
| 衆議院議員 | 年齢満25歳以上 |
| 参議院議員・北海道知事 | 年齢満30歳以上 |
| 北海道議会議員 | 選挙権のある人で、年齢満25歳以上 |
| 町長・町議会議員 | 選挙権のある人で、年齢満25歳以上 |

選挙人名簿

日本国民で満18歳以上のかたには選挙権がありますが、投票するには選挙人名簿に登録されていることが必要です。選挙人名簿の登録は、毎年6月、9月、12月、3月に行う定時登録と、選挙の都度行う選挙時登録があります。

定時登録は、登録月の1日現在を基準日として行うもので、選挙時登録は選挙が行われるときに、基準日を決めて実施するものです。登録要件はいずれの登録も、斜里町に居住する18歳以上の方で基準日までに3か月以上住民登録をしていることが必要です。



投票

期日前投

投票日当日、仕事や旅行で投票に行けない場合、公(告)示日の翌日から投票日の前日までの期間、毎日午前8時30分から午後8時まで役場選挙管理委員会室で期日前投票ができます。

不在者投票

病院に入院中や特別老人ホームなどに入っているとき、その施設が「不在者投票指定施設」であれば、施設内で投票できます。

郵便による不在者投票

「身体障害者手帳」、「戦傷病者手帳」又は「介護保険被保険者証」を持つ方で一定の障害等のある方は、自宅などで「郵便による不在者投票」ができます。この制度を利用するには、あらかじめ選挙管理委員会ですらと、 「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。